

「営農計画書」と「耕作意向アンケート」の提出について ～お忘れの方は、ご提出の協力をお願いいたします～

2月下旬に南三陸町水田農業推進協議会より、町内に農地【田・畑】を有する皆様に『令和3年産営農計画書及び耕作意向調査アンケート』が郵送されておりますが、提出締切（3月31日）を過ぎても未提出な方もおりますことから、再度ご周知いたします。町内の農作物等の作付け状況を把握するうえでとても大切な書類ですので、ご提出くださいますようお願い申し上げます。

提出方法等について

● 提出期限 ●

令和3年3月31日まで

令和3年5月10日まで
延長いたします。

提出が難しい方についてはお電話での対応もしております。ご不明な点は下記連絡先までお問い合わせください。



問合せ 水田農業推進協議会 ☎46-1378



鳥獣被害対策へのご協力

～みんなで鳥獣が寄り付きにくい環境づくりを～



問合せ 農林水産課農林業振興係 ☎46-1378



セミナーの様子【入谷地区】

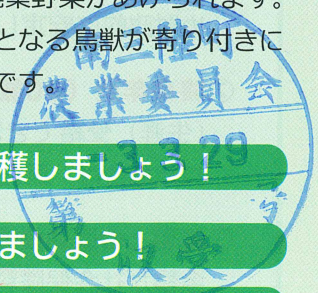
町では二ホンジカ、イノシシ、ハクビシン、ツキノワグマなどの目撃が多くなっており、農作物の被害も年々増加しています。町でも、駆除・防除活動を推進していますが、これらの動物を呼び寄せる原因は、エサとなる放任果樹（柿他）、廃棄野菜があげられます。

エサを放置しないようにすることで有害となる鳥獣が寄り付きにくい環境をみんなで作っていくことが大切です。



みんなで取り組む
鳥獣被害対策
の3つの約束事

- 1 果樹は放置せずにきちんと収穫しましょう！
- 2 不要な果樹はなるべく伐採しましょう！
- 3 野菜の残り渣（カス）は放置せず、埋めるなど適切に処分しましょう！



農振農用区域の除外・編入手続きについて ～年6回から年3回に変更されます～

農地を農業以外の目的に使用する場合は農地法で制限されており、農地に住宅を建てたり、農地を駐車場などにする際は農地転用許可申請のほか、**農業振興地域農用区域に該当している土地は除外の手続き**が必要となります。

なお、令和3年度以降は下記のとおり、受付日から手続きに要する期間【受付締切日から除外・変更まで】は**約4か月を要します**ので、申請される方はくれぐれもご注意ください。

令和3年4月以降は、**受付が
年6回から年3回
に変更されます。**

- 変更前の受付日（～令和3年3月）：各奇数月の10日
- 変更後の受付日（令和3年4月～）：6月・10月・2月の各月20日
【20日が週休日の場合は、翌開庁日】

※来年度（令和3年度）の最初の受付日は、**令和3年6月21日（月）**となります。



問合せ 農林水産課農林業振興係 ☎46-1378

農業者年金加入のお知らせ 農業者にメリットが多い年金に加入しませんか

農業者の老後の備えとして、農業者を守る年金『農業者年金』があります。国が支える積立方式の年金で、下記の3つの要件を満たす方はどなたでも加入できます。

また、農業をされます方へのメリットも多い年金ですので是非この機会にご検討願います。

加入時の3つの要件

1 60歳未満

2 国民年金第1号被保険者
※国民年金保険料納付免除者を除く

3 年間60日以上農業に従事される方



農業者（担い手）を支援する5つの特徴



- ① **少子化に強い**…「積立方式・確定拠出型」のため財政的に安定した制度の年金です。
- ② **終身年金（80歳までの保証付）**…年金は終身（生涯）受給できます。仮に80歳前に亡くなった場合は、死亡一時金が遺族に支給されます。
- ③ **税制上の優遇措置**…支払った保険料（掛金）は全額が社会保険料控除の対象で節税につながります。
- ④ **保険料が自由に決められる**…月額2万円から6万7千円の範囲内で千円単位で自由に決められます。
- ⑤ **保険料額の国庫補助**…「認定農業者で青色申告」など、一定の要件を満たす担い手の方には保険料の国庫補助があります。

詳しくは、最寄りの農業委員会・JA（農協）へお問い合わせください。

